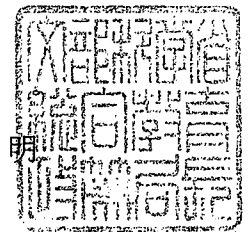


30文科初第1852号
平成31年3月29日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属小中学校を置く各国公立大学法人の長
小中学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

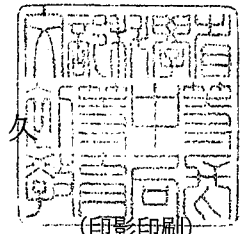
殿

文部科学省総合教育政策局長
清水



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
永山 賀



(印影印刷)

休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱いについて（通知）

総合的な学習の時間については、各学校において、児童生徒や学校、地域の実態等に
応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や児童生徒の興味・関心等に基づく
学習を行うなどの創意工夫を生かした学習活動を積極的に実施していただいていると
ころです。総合的な学習の時間において充実した学習活動を行うに当たっては、実社会
や実生活とのつながりのある実践的な活動を行うことが効果的であり、これまでも各学
校の総合的な学習の時間においては、学校や地域等の実情に応じた学校外の学習活動に
取り組まれているところです。

一方で、総合的な学習の時間において実施される学校の外部における学習活動につ
いては、一般的に長期休業期間や土日等の休業日ではない平日の授業において実施される
場合が多く、また、学習活動を実施する時間の確保や活動先の都合等により、学習活動

を実施する時期や時間帯、内容等が限定的となりがちであるため、文部科学省においては、地域等の協力を得ながら総合的な学習の時間を更に充実させていく観点から、長期休業期間や土日等の休業日、放課後等に学校の外部において教師の立ち会いや引率を伴わずに実施する総合的な学習の時間の学習活動（以下「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」という。）についての基本的な考え方や留意点を下記に示すことにしました。こうした取組を進めていくことは、地域の教育資源の活用による多様な学習活動の充実を図る上で有効であることや、また、学校における働き方改革の実現にもつながると考えられることから、学校の設置者及び各学校におかれましては、十分御了知頂くとともに、その実施について御検討いただきますようお願いいたします。その際、各地域の社会教育施設等との連携についても御検討いただきますようお願いいたします。

つきましては、都道府県教育委員会におかれては指定都市を除く域内の市町村教育委員会、所管の学校及び社会教育施設に対して、指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び社会教育施設に対して、都道府県及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、国公立大学法人におかれては管下の附属学校に対して、本通知の趣旨について周知くださるようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会におかれては、本件について域内の市町村教育委員会が設置する学校に対して周知が図られるよう配慮をお願いいたします。

記

第1 基本的な考え方

各学校が定める総合的な学習の時間の年間指導計画や単元計画等に、「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」の位置付けを、総合的な学習の時間の探究的な学習の過程を踏まえて明確にする場合には、各学校の判断によって、「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」を、総合的な学習の時間の各学年における年間授業時数のうちの4分の1程度まで実施することができること。

第2 「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」を実施する際の留意事項

本取扱いに当たっての留意事項は、以下のとおりであること。

1. 「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」

「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」については、各学校において定める総合的な学習の時間の目標や内容を踏まえた学習活動となるよう留意するとともに、総合的な学習の時間における探究的な学習の過程に適切に位置付けるよう留意すること。

「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」については、公民館

や図書館、博物館、美術館及び青少年教育施設等の社会教育施設、社会教育関係団体、NPO・企業等の各種団体を含む地域や家庭等の協力を得て行う学習活動を念頭に置くこと。また、学校と地域等との連携に当たっては、例えば、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等の枠組みを活用して、育成を目指す具体的な資質・能力や学習活動の目的等について共有したり、地域学校協働活動推進員（コーディネーター）等の協力を得たりするなど、地域の教育資源を活用するほか、小学校及び中学校学習指導要領（平成29年告示）解説総合的な学習の時間編第9章第5節を適宜参照すること。

なお、例えば、各学校において定める総合的な学習の時間の目標や内容を全く踏まえずに、単に児童生徒が自由に学習するような活動については、総合的な学習の時間の趣旨に鑑みて不適切であること。他方で例えば、身近な人の仕事の内容や課題等について聞き取りをしたり、インターネットを活用して調べたりしたことをまとめるなどの、事前に教師が児童生徒に学習活動の具体的な課題を示して家庭のみで学習する活動については、総合的な学習の時間の趣旨に照らし、事後指導を適切に位置付けながら各学校において適切に判断すること。教師が学習活動を具体的に計画する際は、それぞれの家庭の事情や家族構成等に配慮することが必要であること。

2. 指導計画等への記載

各学校において定める総合的な学習の時間の指導計画等において、「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」に関する以下について記載したものを添付することなどが考えられること。

- ・活動先や活動時期の予定、事前及び事後の指導等の学習活動に関すること
- ・学習活動の授業時数、授業日数に関すること
- ・児童生徒の安全管理に関すること（学校との緊急時の連絡体制を含む）
- ・児童生徒の取組状況の把握に関すること

3. 「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」に関する児童生徒の取組状況の把握と評価

「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」を実施する際には、当該学習活動に参加した児童生徒の様子や感想など、学校が児童生徒の学習状況として把握したい事項等について、あらかじめ活動先に伝達したり、児童生徒に自らの学習活動を記録するワークシートを配付したりするなどの工夫を行うこと。なお、児童生徒が「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」に欠席又は参加できなかった場合への対応については、各学校において適宜行うこと。

評価については、小学校及び中学校学習指導要領（平成29年告示）解説総合的な学習の時間編第8章を適宜参照すること。その際、同解説第8章において、「各学校において定められた評価の観点を、1単位時間で全て評価しようとするのではなく、

年間や、単元などの内容のまとまりを通して、一定程度の時間数の中において評価を行うように心がける必要がある」としていることに留意すること。

4. 「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」にかかる授業時数、授業日数及び出席日数等の取扱い

「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」を実施する際の授業時数、授業日数及び出席日数の取扱いについては、以下によることとする。

- ・各学校が定める総合的な学習の時間の指導計画等において、「休業日等における総合的な学習の時間における学校外学習活動」の授業時数及び授業日数を定めること。
- ・指導要録における授業日数は、各児童生徒が実際に学習活動を実施した日数ではなく、上記の指導計画等において定めた授業日数を記載すること。
- ・上記のほか出欠の記録に係る指導要録の取扱いについては、児童生徒の学習状況等を踏まえ、各学校において適切に取り扱うこと。

5. 安全管理の確保

「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」を実施する際は、各学校は、上記「2」において記載するなどした指導計画等に沿って、必要に応じて職場体験活動や校外学習、集団宿泊学習等の外部と連携した活動を実施する際に使用している既存の様式等も活用しながら、あらかじめ活動先と、活動実施日や参加する児童生徒に関する情報、活動内容、及び緊急時における連絡先等について共有するとともに、養護教諭とも必要な連携を行うなど、児童生徒の安全確保に配慮すること。なお、学習活動によっては、必ずしも活動先があらかじめ明確でないような場合も想定されることから、そのような場合は、例えば保護者と緊急連絡先を共有しておくなどの対応を行うこと。

なお、休業日等において、教職員が緊急連絡に備えるためのみを理由として学校で待機することのないようにすること。

上記のように実施する「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」において負傷等の災害が発生した場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）に基づく災害共済給付の対象になり得るが、その具体的な適用に関する疑義等については、必要に応じて独立行政法人日本スポーツ振興センターに照会すること。

このほか、「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」において児童生徒が活動先の財物に損害を与えた場合等の物損事故等への備えについては、民間の保険へ加入するなど各学校又は教育委員会において必要な対応を行うこと。

6. 家庭や地域等との連携

「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」を実施する際には、

例えば、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等の枠組みを活用するなど、その目的や具体的な学習活動についてあらかじめ保護者や地域の関係者と共有し理解を得るよう努めること。その上で、各学校は、例えば、学校や地域の実態等に応じて、地域学校協働活動推進員（コーディネーター）等と連携するなど、「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」を実施する際の活動先のリストアップや、活動先との間との連絡調整、実施に当たっての安全確保に関する協力等を依頼するなどの工夫を図るよう留意すること。なお、活動先との間の連絡調整を地域等の協力を得て行う場合は、児童生徒の個人情報やプライバシーの取扱いなどに配慮するよう留意すること。

7. 実施の開始時期

「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」の開始時期については、2020年度から実施することを基本とすること。なお、本通知に対する各準備が整っている学校においては、次年度中に実施することも可能であること。

8. その他

この通知に示す内容のほか、「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」の実施に当たり必要なことについては、小学校及び中学校学習指導要領（平成29年告示）解説総合的な学習の時間編を適宜参照すること。

【本件連絡先】

（教育課程に関すること）

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程第一係

TEL:03-5253-4111（内線 2929, 2903）

FAX:03-6734-3734

（社会教育施設，地域と学校の連携・協働に関すること）

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課企画係

TEL:03-5253-4111（内線 3488）

FAX:03-6734-3718